

大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業《総合事業》の平成30年度見直しに係る質問への回答書

【サービス提供等に関する質問】

番号	質問等の内容（要旨）	市の考え方
1	平成30年4月以降、通所介護と通所リハビリテーションを併用することは可能か。	併用できません。 通所型サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業として、保険者ごとに基準等を定めることとなり、平成30年4月以降月額包括請求から1回あたりの請求への変更により、大阪狭山市では、複数の事業所を利用できることとなりました。一方、通所リハビリテーションは国の一律の基準により実施がなされることから、従来どおりの基準を鑑み、併用することはできません。
2	1か月に5回ある場合、週1回の利用が適切な利用者が1か月に5回サービスを利用することは可能か。	自立支援・介護予防及び重度化防止等の観点から継続的なサービス利用が必要と判断される利用者について、左記の場合、5回のサービス利用が適切と考えます。適宜介護支援専門員と事業所が連携し、円滑なサービス提供に努めてください。なお、請求を行う際は、それぞれのサービスや利用回数における1か月あたりの上限単位数を超えることはできません。
3	介護予防通所介護相当サービスにおいて、要支援1で週1回の利用者が複数事業所を利用する場合、5回目の利用は可能か。不可の場合は、自費でのサービス利用は可能か。	要支援1で週1回の利用が適切な利用者が介護予防通所介護相当サービス事業所を2か所利用する場合は、5回目の利用で1か月あたりの上限単位数に達し、かつ1か月における上限単位数を案分することはできないことから、5回目の介護予防通所介護相当サービス分を請求することができません。介護予防ケアマネジメント時に、介護支援専門員と事業所が連携し、利用者等の理解を得ておく必要があります。また、左記の場合において、5回目を自費請求することは、適切ではありません。 なお、項番8と同様に、複数の事業所の利用の必要性を明確にしておく等、適切な介護予防ケアマネジメントを行ってください。
4	現行相当サービスと緩和型サービスの併用は可能か。	介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの併用は認められません。また、同様に、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの併用も認められません。
5	事業対象者、要支援1、要支援2の利用者それぞれで、1週に利用できる回数の上限を設けているか。	1週に利用できる回数の上限は設けていません。ただし、自立支援・介護予防及び重度化防止等の観点から、集中的にサービスを利用することが効果的である場合を除き、変則的な利用は適切でないと考えます。

6	事業対象者が介護予防通所介護相当サービスを週2回利用される場合、週2回の利用が適切である旨の理由書の提出は必要か。	理由書の提出は求めていませんが、介護支援専門員が週2回のサービス利用が適切であると判断し、介護予防ケアマネジメントにて明確に位置づけておく必要があります。 また、そのサービス利用が効果的であるか等、適宜モニタリング等によって、見直しを行うことが適切であることから、長期間にわたり同様のサービスを繰り返すことは望ましくないと考えます。
7	介護給付における通所介護のサービス提供時間区分が2時間ごとから1時間ごとに見直されるが、介護予防通所介護相当サービスは3時間のサービス提供でいいか。	介護予防通所介護相当サービスでは、サービス提供時間数及びそれによって算定できる単位数が変わるということはありません。事業者指定を受けた際に届け出ている1単位あたりの時間数を提供してください。
8	事業対象者も複数事業所を利用できるようになるのか。	利用できます。 ただし、複数の事業所を利用する必要性が、介護予防ケアマネジメントにて明確に位置づけられていること、また、そのサービスが当該利用者のニーズに対し効果的に実施されているかモニタリングを行い、その結果から見直しの必要性等について検討することにより適切なものとなると考えます。

【報酬算定・利用料等に関する質問】

番号	質問等の内容（要旨）	市の考え方
1	要支援2の利用者が週1回介護予防通所介護相当サービスを利用する際、単価と1か月あたりの上限はそれぞれ何か。	介護予防通所介護相当サービスにおける要支援2の利用者の単価は1回あたり389単位です。週1回の利用であっても週2回の利用であっても、要支援2の利用者の1か月あたりの上限単位数は3,377単位です。
2	サービスコード表A6-1113及びA6-1123の算定項目の「 」は何を指すのか。	ご指摘の「 」については、事業対象者における注釈とご理解ください。また、それぞれの解釈については、以下のとおりです。 「 1月の中で全部で4回まで」（訪問・通所） 「週1回程度」 「 1月の中で全部で5回から8回まで」（訪問・通所） 「週2回程度」 「 1月の中で全部で9回から12回まで」（訪問のみ） 「週2回を超える程度」 例えば、要支援2の利用者が週1回介護予防通所介護相当サービスを利用する際は、利用回数が4回であっても、1回あたり389単位での請求となります。
3	介護予防通所介護相当サービスにおける同一建物減算は月単位だが、4月以降の取扱いはどうなるのか。	加算・減算については、1回あたりの単位数は設定していません。利用回数に関わらず、従来どおり1か月あたりの単位数で請求を行ってください。

4	他市に所在する事業所の地域単価を教えてください。	平成30年4月からは、本市より指定を受けている（みなし・みなし以外とも）事業所による本市被保険者への請求は、訪問介護・通所介護ともに6級地単価（訪問介護：10.42円、通所介護10.27円）となります。ただし、住所地特例対象者が施設所在地の総合事業のサービスを利用する際は、施設所在地市町村における地域単価での請求となります。																																																							
5	各種加算を含めた単位数において、1か月あたりの上限単位数以上の請求ができないということか。	1か月の上限単位数を設定しているのは、基本部分における単位数です。その上で加算される単位数については、上限単位数には含みません。																																																							
6	平成30年4月以降のサービスコード表の取得方法を教えてください。	サービスコード表が掲載されている本市ホームページのアドレスは、以下のとおりです。 http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/kenkoufukushibu/kore_kaigo/kore_hukusi/kaigohoken/zigyousya/1488502828289.html そのほか、本市ホームページ内の検索機能により「サービスコード」と検索してください。																																																							
7	平成30年4月以降の利用料金を教えてください。	利用料金（基本部分）については、以下のとおりです。 介護予防訪問介護相当サービス <table><tr><th colspan="2"></th><th>基本利用料</th><th>利用者負担 （1割）</th><th>利用者負担 （2割）</th></tr><tr><td rowspan="2">週1回程度 （事業対象者、 要支援1・2）</td><td>1回につき</td><td>2,771円/回</td><td>278円</td><td>555円</td></tr><tr><td>1月につき</td><td>12,170円/月</td><td>1,217円</td><td>2,434円</td></tr><tr><td rowspan="2">週2回程度 （事業対象者、 要支援1・2）</td><td>1回につき</td><td>2,813円/回</td><td>282円</td><td>563円</td></tr><tr><td>1月につき</td><td>24,330円/月</td><td>2,433円</td><td>4,866円</td></tr><tr><td rowspan="2">週2回超え （事業対象者、 要支援2）</td><td>1回につき</td><td>2,969円/回</td><td>297円</td><td>594円</td></tr><tr><td>1月につき</td><td>38,595円/月</td><td>3,860円</td><td>7,719円</td></tr></table> 介護予防通所介護相当サービス <table><tr><th colspan="2"></th><th>基本利用料</th><th>利用者負担 （1割）</th><th>利用者負担 （2割）</th></tr><tr><td rowspan="2">週1回程度 （事業対象者、 要支援1）</td><td>1回につき</td><td>3,882円/回</td><td>389円</td><td>777円</td></tr><tr><td>1月につき</td><td>16,914円/月</td><td>1,692円</td><td>3,383円</td></tr><tr><td rowspan="2">週2回程度 （事業対象者、 要支援2）</td><td>1回につき</td><td>3,995円/回</td><td>400円</td><td>799円</td></tr><tr><td>1月につき</td><td>34,681円/月</td><td>3,469円</td><td>6,937円</td></tr></table>			基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	週1回程度 （事業対象者、 要支援1・2）	1回につき	2,771円/回	278円	555円	1月につき	12,170円/月	1,217円	2,434円	週2回程度 （事業対象者、 要支援1・2）	1回につき	2,813円/回	282円	563円	1月につき	24,330円/月	2,433円	4,866円	週2回超え （事業対象者、 要支援2）	1回につき	2,969円/回	297円	594円	1月につき	38,595円/月	3,860円	7,719円			基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	週1回程度 （事業対象者、 要支援1）	1回につき	3,882円/回	389円	777円	1月につき	16,914円/月	1,692円	3,383円	週2回程度 （事業対象者、 要支援2）	1回につき	3,995円/回	400円	799円	1月につき	34,681円/月	3,469円	6,937円
		基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）																																																					
週1回程度 （事業対象者、 要支援1・2）	1回につき	2,771円/回	278円	555円																																																					
	1月につき	12,170円/月	1,217円	2,434円																																																					
週2回程度 （事業対象者、 要支援1・2）	1回につき	2,813円/回	282円	563円																																																					
	1月につき	24,330円/月	2,433円	4,866円																																																					
週2回超え （事業対象者、 要支援2）	1回につき	2,969円/回	297円	594円																																																					
	1月につき	38,595円/月	3,860円	7,719円																																																					
		基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）																																																					
週1回程度 （事業対象者、 要支援1）	1回につき	3,882円/回	389円	777円																																																					
	1月につき	16,914円/月	1,692円	3,383円																																																					
週2回程度 （事業対象者、 要支援2）	1回につき	3,995円/回	400円	799円																																																					
	1月につき	34,681円/月	3,469円	6,937円																																																					

【その他の質問】

番号	質問等の内容（要旨）	市の考え方
1	訪問型サービス A でサービス内容に調理は入るのか。	訪問介護におけるサービス内容の詳細については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成 12 年 3 月 17 日付老計 10 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知別紙）」に基づきます。
2	訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び緩和型サービス A においてサービス提供責任者の兼務は可能か。	従前の旧介護予防訪問介護と同様に、介護給付による訪問介護と総合事業における訪問型サービスは一体的に運営することができます。ただし、訪問型サービス A におけるサービス提供責任者の人員基準については、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成 27 年 6 月 5 日付老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）」により示されているとおり、従事者のうち必要数の配置を求めているところです。当該事業におけるサービス提供責任者が、他のサービスのサービス提供責任者と兼務することについては問題ありませんが、兼務するサービスの両方の人員基準をそれぞれ満たす必要があります。
3	平成 30 年 4 月からの見直しのポイントについて、事前に介護支援専門員から利用者への事前説明を適切に行ってもらえるのか。	事業所と介護支援専門員が連携し、双方から適切に利用者への説明を行ってください。
4	総合事業における各種届出は、今後も各市町村単位のままなのか。	現在のところ、近隣市町村との共同処理の予定はありません。

類似したご質問等につきましては、要約のうえ取りまとめさせていただいております。また、大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業《総合事業》に直接関係のないご質問等に対しては回答しておりませんので、ご了承ください。